

日医発第1972号(法安)(医経)
令和6年2月2日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
渡辺 弘司
宮川 政昭
(公印省略)

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に係る
法人等向け説明会の開催について(周知依頼)

今般、厚生労働省医政局総務課より本会に対し、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に係る法人等向け説明会の開催について」が発出され、周知方依頼がございました。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。)は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、行政上の措置等を定めることにより、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的として、令和4年12月に国会で成立し、令和5年6月1日までにこの法律の全ての規定が施行されたところです。

これらを受け、この度、上記法律を所管する消費者庁主催により、寄附を募る法人等が不当な寄附勧誘について正しく理解するとともに、正当な寄附勧誘を行う法人等の不安や懸念を解消することを目的として、別紙のとおり、全国3か所(東京都、大阪府、福岡県)及びオンライン配信において不当寄附勧誘防止法について解説する説明会が参加費無料にて、開催されることとなりました。

また、令和5年10月には、不当な寄附勧誘の被害に遭われた方を始め、より多くの方々に向け、この法律の趣旨を広く周知することを目的としたポスターが作成されました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴会管下の関係医療機関等への周知等についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

(参考)

不当寄附勧誘防止ポスター(消費者庁ウェブサイト)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_231023_01.pdf

事務連絡
令和6年1月31日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に係る
法人等向け説明会の開催について（周知依頼）

日頃より、医療行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。)は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、行政上の措置等を定めることにより、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的として、令和4年12月に国会で成立し、令和5年6月1日までにこの法律の全ての規定が施行されました。

今般、消費者庁では、寄附を募る法人等が不当な寄附勧誘について正しく理解するとともに、正当な寄附勧誘を行う法人等の不安や懸念を解消することを目的として、別紙のとおり、全国3か所（東京都、大阪府、福岡県）及びオンライン配信において不当寄附勧誘防止法について解説する説明会を参加費無料にて開催いたします。

また、令和5年10月には、不当な寄附勧誘の被害に遭われた方を始め、より多くの方々に向け、この法律の趣旨を広く周知することを目的としたポスターを作成したところですので、貴会におかれましても、会員の皆様や都道府県医師会等に対して周知等、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(参考)

不当寄附勧誘防止ポスター（消費者庁ウェブサイト）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_231023_01.pdf

事務連絡
令和6年1月19日

各府省庁消費者政策担当課 御中

消費者庁消費者政策課
寄附勧誘対策室

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に係る
法人等向け説明会の開催について（依頼）

平素から消費者行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、行政上の措置等を定めることにより、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的として、令和4年12月に国会で成立し、令和5年6月1日までにこの法律の全ての規定が施行されました。

消費者庁におきましては、不当な寄附勧誘の情報収集に努めるとともに、不当な寄附勧誘の被害に遭われた方を始め、より多くの方々に向け、この不当寄附勧誘防止法の趣旨を広く周知するため、ポスターを公表するなど積極的な周知・啓発に取組んでいるところです。

今般、消費者庁では、寄附を募る法人等が不当な寄附勧誘について正しく理解するとともに、正当な寄附勧誘を行う法人等の不安や懸念を解消することを目的として、別紙のとおり、全国3か所（東京都、大阪府、福岡県）及びオンライン配信において不当寄附勧誘防止法について解説する説明会を参加費無料にて開催いたします。

各府省庁におかれましては、本説明会の開催趣旨を鑑み、本説明会の開催について寄附を募るあらゆる法人等に広く周知が行きわたるよう、関係機関等に対して御案内いただきますようお願いいたします。

また、令和5年10月には、不当な寄附勧誘の被害に遭われた方を始め、より多くの方々に向け、この法律の趣旨を広く周知することを目的としたポスターを作成したところです。本ポスターのPDFファイルにつきましては、下記消費者庁ウェブサイトからダウンロードいただけますので御活用いただき、不当寄附勧誘防止法の周知に御協力賜りますと幸甚に存じます。

不当寄附勧誘防止ポスター（消費者庁ウェブサイト）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_231023_01.pdf

不当寄附勧誘防止法 説明会

<大阪会場>

- 開催日：令和6年2月14日（水）
- 時間：16:00～18:00（受付・開場／15:30）
- 会場：毎日インテシオ（大阪市北区梅田3丁目4-5）
- 参加方法：参加無料、ウェブサイトからの事前申込制
申込ウェブサイト <https://donation-solicitation.com/osaka/>



<福岡会場>

- 開催日：令和6年2月29日（木）
- 時間：14:00～16:00（受付・開場／13:30）
- 会場：福岡商工会議所（福岡市博多区博多駅前2丁目9-28）
- 参加方法：参加無料、ウェブサイトからの事前申込制
申込ウェブサイト <https://donation-solicitation.com/fukuoka/>



<東京会場>

- 開催日：令和6年3月6日（水）
- 時間：16:00～18:00（受付・開場／15:30）
- 会場：時事通信ホール（東京都中央区銀座5丁目15-8）
- 参加方法：参加無料、ウェブサイトからの事前申込制
※会場参加に加え、オンライン聴講が可能
申込ウェブサイト <https://donation-solicitation.com/tokyo/>



不当寄附勧誘防止法（消費者庁ウェブサイト）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/

以上

【問合せ先】

消費者庁消費者政策課
寄附勧誘対策室 担当：高橋、北川、吉原
Tel: 03-3507-8800(代表)

法人向け 不当寄附勧誘防止法説明会 in 大阪 2024



「**不当寄附勧誘防止法**」について、
(法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律)

知りたい、理解を深めたい法人向けの説明会です。

- 不当な寄附勧誘とは？
- どのような勧誘行為が規制の対象となるのか？
- 寄附の勧誘の際には、
どのようなことに注意をすればよいか？

開催日 **2024年2月14日(水)**

時間 16:00～18:00（予定）／受付開始 15:30～

会場 毎日インテシオ 4階

大阪府大阪市北区梅田3丁目4-5

・JR「大阪」駅桜橋口より徒歩8分

・JR「福島」駅より徒歩5分

参加方法

参加無料

お申し込みは
こちら▶

事前申込制

WEBサイトにて受付中！

【定員になり次第応募締切】



プログラム

- ・講演1 本村弁護士による基調講演
「法人等が寄附を募る際に注意しなければならないこと」
～不当寄附勧誘防止法のキホン～ 法律の背景と目的、今後の課題について
- ・講演2 消費者庁による講演
「不当寄附勧誘防止法について」
- ・質疑応答

基調講演

本村 健太郎 氏
Kentaro Motomura
弁護士



講演内容

「法人等が寄附を募る際に注意しなければならないこと」

～不当寄附勧誘防止法のキホン～

法律の背景と目的、今後の課題について

PROFILE

1966年佐賀県出身。久留米大学附設中学校・高等学校卒業。東大入学後に、テレビ朝日ドラマ『イッキ！イッキ！東大へ』準主役オーディションに合格し、俳優デビュー。その一方で在学中に司法試験に合格。弁護士として30年余り、多数の刑事・民事事件や社会問題に向き合うことと並行して、映画やテレビ、講演会でも活動中。

消費者庁講演

講演内容 「不当寄附勧誘防止法について」

消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室 担当者



～消費者庁からのメッセージ～

寄附の勧誘に際して、漠然とした不安を抱いている方々や本法による新規の規制を御存じない方々がいらっしゃることも鑑み、今回の説明会を開催いたします。当日は、本村弁護士からの基調講演の後、消費者庁担当者が不当寄附勧誘防止法についてわかりやすく説明いたします。皆様の活動の不安や懸念の解消の機会として、ぜひ御参加ください。

主催 消費者庁

お問い合わせ先 不当寄附勧誘防止法説明会事務局（時事通信社総合メディア局内） donation-support@jiji.co.jp

本イベントは、消費者庁委託事業として実施いたします。

法人向け 不当寄附勧誘防止法説明会

in 福岡 2024



「**不当寄附勧誘防止法**」について、
(法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律)

知りたい、理解を深めたい法人向けの説明会です。

- 不当な寄附勧誘とは？
- どのような勧誘行為が規制の対象となるのか？
- 寄附の勧誘の際には、
どのようなことに注意をすればよいか？

開催日 **2024年2月29日(木)**

時間 14:00～16:00（予定）／受付開始 13:30～

会場 福岡商工会議所 4階

福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目9-28

・博多駅博多口から徒歩10分

・福岡空港（国内線）からタクシーで約15分

参加方法

参加無料 お申し込みは
[こちら▶](#)

事前申込制
WEBサイトにて受付中！

【定員になり次第応募締切】



プログラム

- ・講演1 本村弁護士による基調講演
「法人等が寄附を募る際に注意しなければならないこと」
～不当寄附勧誘防止法のキホン～ 法律の背景と目的、今後の課題について
- ・講演2 消費者庁による講演
「不当寄附勧誘防止法について」
- ・質疑応答

基調講演

本村 健太郎 氏
Kentaro Motomura
弁護士



講演内容

「法人等が寄附を募る際に注意しなければならないこと」
～不当寄附勧誘防止法のキホン～
法律の背景と目的、今後の課題について

PROFILE

1966年佐賀県出身。久留米大学附設中学校・高等学校卒業。東大入学後に、テレビ朝日ドラマ『イッキ！イッキ！東大へ』準主役オーディションに合格し、俳優デビュー。その一方で在学中に司法試験に合格。弁護士として30年余り、多数の刑事・民事事件や社会問題に向き合うことと並行して、映画やテレビ、講演会でも活動中。

消費者庁講演

講演内容 「不当寄附勧誘防止法について」

消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室 担当者



～消費者庁からのメッセージ～

寄附の勧誘に際して、漠然とした不安を抱いている方々や本法による新規の規制を御存じない方々がいらっしゃることも鑑み、今回の説明会を開催いたします。当日は、本村弁護士からの基調講演の後、消費者庁担当者が不当寄附勧誘防止法についてわかりやすく説明いたします。皆様の活動の不安や懸念の解消の機会として、ぜひ御参加ください。

主催 消費者庁

お問い合わせ先 不当寄附勧誘防止法説明会事務局（時事通信社総合メディア局内） donation-support@jiji.co.jp

本イベントは、消費者庁委託事業として実施いたします。

法人向け 不当寄附勧誘防止法説明会 in 東京 2024

会場参加
オンライン
聴講



「**不当寄附勧誘防止法**」について、
(法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律)

知りたい、理解を深めたい法人向けの説明会です。

- 不当な寄附勧誘とは？
- どのような勧誘行為が規制の対象となるのか？
- 寄附の勧誘の際には、
どのようなことに注意をすればよいか？

基調講演

八代 英輝 氏
Hideki Yashiro
元裁判官・国際弁護士
武蔵野大学客員教授



講演内容

「法人等が寄附を募る際に知っておくべきことについて」

PROFILE

1964年、東京生まれ。慶應義塾大学法学部を卒業後、司法試験に合格。2年間の最高裁判所での研修の後、裁判官に任官。札幌地方裁判所刑事部、大阪地方裁判所、大阪家庭裁判所を歴任。1997年に裁判官を退官し、東京弁護士会に弁護士登録。2001年、米国コロンビア大学ロースクールに留学し修士課程修了後、米国司法試験（ニューヨーク州）に合格。ウォール・ストリートで170年以上の歴史をもつ法律事務所に勤務。2005年より本拠地を東京に移し同事務所より独立、「八代国際法律事務所」開設。以後、メディア・雑誌等に多数出演。TBS「ひるおび！」MCとしてレギュラー出演中。

消費者庁講演

講演内容 「不当寄附勧誘防止法について」

消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室 担当者



～消費者庁からのメッセージ～

寄附の勧誘に際して、漠然とした不安を抱いている方々や本法による新規の規制を御存じない方々がいらっしゃることも鑑み、今回の説明会を開催いたします。当日は、八代弁護士からの基調講演の後、消費者庁担当者が不当寄附勧誘防止法についてわかりやすく説明いたします。皆様の活動の不安や懸念の解消の機会として、ぜひ御参加ください。

主催 消費者庁

お問い合わせ先 不当寄附勧誘防止法説明会事務局（時事通信社総合メディア局内） donation-support@jiji.co.jp

本イベントは、消費者庁委託事業として実施いたします。